愛知県中小学校体育連盟規約

- 第1条 本連盟は、愛知県中小学校体育連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、事務所を名古屋市中区新栄一丁目49番10号愛知県教育会館に置く。
- 第3条 本連盟は、その事業目的に賛同し、所定の会費を納入した県内の中小学校(学校教育法 の1条校)をもって組織する。
- 第4条 本連盟は、中小学校体育全般の振興を図るをもって目的とする。
- 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1 学校体育管理に関する研究調査
- 2 学校体育研究会・講習会の開催
- 3 中学校生徒の体育大会の開催 4 その他、本連盟の目的達成に必要な事項
- 第6条 本連盟に次の役職員を置く。

会 長 1 名 副会長 若干名 理事長 1 名

理 事 若干名(内若干名を常任理事とする) 評議員 若干名

幹 事 若干名 監事3名 支所長 若干名

事務局長 1 名 書 記 若干名

第7条 会長は、評議員会の決議により決定する。 会長は、本連盟を代表し、本連盟の事務を総理する。

- 第8条 副会長は、評議員会の決議により決定する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故の生じた場合はその職務を代理する。
- 第9条 理事長は、理事会の決議により決定する。 理事長は、会長の指示を受けて、本連盟の事務を執行する。
- 第10条 本連盟は、顧問・参与を置くことができる。 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。
- 第11条 理事は、支部長、校長代表、競技別運動部の代表、支所主事及び関係吏員並びに会長の 指名する者のうちから評議員会の決議により決定する。
- 第12条 常任理事は、理事会の推薦により決定する。
- 第13条 評議員は、各支所から3名選出する。
- 第14条 監事は、理事会において推薦された者につき、会長が委嘱する。 監事は、財務を監査する。
- 第15条 支所長は、各支所から1名選出する。
- 第16条 幹事は、理事会において推薦された者につき、会長が委嘱する。 幹事は、本連盟の事務に従事する。

- 第17条 事務局長及び書記は、理事会において推薦された者につき、会長が委嘱する。 事務局長及び書記は、本連盟の事務を処理する。
- 第18条 役員の任期は1か年とする。ただし再任は妨げない。 補欠役員の任期は前任者の前任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 第19条 研究委員は、必要に応じて理事会において推薦された者につき、会長が委嘱する。 研究委員は、必要に応じて本連盟の研究活動を推進する。
- 第20条 会議は、評議員会、理事会、常任理事会とする。
- 第21条 評議員会は会長が招集し、本連盟の予算並びに重要事項を審議する。
- 第22条 理事会は理事長が招集し、本連盟の運営にあたる。
- 第23条 常任理事会は理事長が招集し、本連盟の緊急事務並びに理事会から委任された事項を処理する。
- 第24条 本連盟事務所に事務局を設ける。事務局に関する規定は別に定める。
- 第25条 本連盟に競技別運動部を置く。各部の設置・廃止は、評議員会の議決による。運動部に 関する規定は別に定める。
- 第26条 本連盟は、原則として、各市教育委員会並びに愛知県教育委員会事務局各教育事務所に 支部を置く。支部に関する規定は別に定める。
- 第27条 本連盟は、名古屋・東三河・西三河・東尾張・西尾張の5支部にそれぞれ支所を置く。 支所に関する規定は別に定める。
- 第28条 本連盟の経費は次に掲げるものをもって支弁する。
- 1 会 費 2 補助金 3 大会参加料 4 雑収入 5 繰越金他の収入 第29条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第30条 本連盟の規約の施行に関して必要な細則及び規約の改廃は、評議員会の議決による。

付 則 本規程は、昭和23年5月1日より施行する。

付 記 この規約は(昭和36年 4月 1日 改訂)

(昭和48年 5月25日 改訂)

(昭和49年 5月 8日 改訂)

(昭和58年 2月25日 改訂)

(昭和60年 3月 8日 改訂)

(昭和63年 3月11日 改訂)

(平成 6年 3月10日 改訂)

(平成12年 5月26日 改訂)

(平成16年 5月22日 改訂)

(平成18年 2月24日 改訂)

(平成26年 2月12日 改訂)